

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年7月14日開催 信託協会]

1. 書面・押印・対面手続の見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、6月末に公布・施行したところ。

(金融庁電子申請・届出システムについて)

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインでの提出が可能となるよう、システムの整備及び制度面での対応を行い、6月末、運用を開始したところ。金融庁電子申請・届出システムを利用するにあたり、各種様式等は金融庁HPに掲載しているため、各金融機関には是非システムのご利用をお願いしたい。

※ なお、金融庁電子申請・届出システムの利用可能な手続一覧については、金融庁HPに公表済み。

- また、システムの利用に当たっては、gBizIDのアカウントが必要であるため、各金融機関におかれては、gBizIDの取得をお願いしたい。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しについては継続してフォローしたいと考えており、各金融機関におかれても、昨年12月に検討会で取りまとめた論点整理や、先ほど申し上げた法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

2. 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待される場所、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においては、6月23日、貴協会に対し、会員金融機関への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、7月1日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくよう、よろしく願いしたい。

3. 障がい者雇用の促進について

- 障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現は今後とも重要であると認識している。
- この点、ご承知のように、障害者雇用促進法により、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられており、本年3月に民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられている。

- また、事業主が障がい者の雇用にあたって特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たせば当該子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして障がい者の雇用率を算定することができる特例子会社制度が設けられているところ。
- わが国全体として「働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）」等に基づき、障がい者の在宅就業の推進を含む働き方改革の取組みを進めていることを踏まえ、各行におかれては、従業員の現在の働き方や業務内容を必ずしも固定的にとらえることなく、在宅就業の活用も含め、障がい者の雇用促進に取り組んでいただくことをお願いしたい。

4. 外国人顧客対応について

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けて、預金取扱金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組をより一層推進すべく、今般、金融機関が外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項、及び各金融機関が取り組んできた好事例を取りまとめ、6月29日、公表した。
- 「外国人顧客対応にかかる留意事項」は、金融機関が外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項について、プリンシプルベースの考え方をまとめた。本留意事項に記載した内容については、全ての金融機関に一律の対応を求めるものではないが、金融機関が取引顧客層や地域特性を踏まえ、顧客目線に立ち、継続的に創意・工夫を積み重ねていただくことが重要である。
- 「外国人顧客対応にかかる取組事例」は、各金融機関における外国人顧客対応にかかる取組みを深化させるとともに、銀行業界全体の取組水準を向上させていくことが必要であるとの認識の下、各金融機関が取り組んできた好事例を取りまとめた。記載の内容を参考にして、創意・工夫を凝らした取組みを進めていただくよう、お願いしたい。
- 当庁としては、業界団体及び各金融機関自らが、外国人顧客の利便性向上に向けて、現場においてどのような顧客ニーズや課題があるのかを把握・確認し、それらを踏まえて、どのような取組みが必要であるかを継続的に検討

するなど、PDCA を回していただくよう、期待している。引き続き、ご尽力をお願いしたい。

5. 外貨建て保険の販売について

- 昨事務年度は、業界の取組強化などによって苦情発生率は減少傾向にあるものの、引き続き高水準であったことから、生命保険会社に対して、金融機関代理店に対する指導・管理の状況をモニタリングするとともに、銀行・信託銀行側の取組みについても実態把握のアンケートなどを実施した。
- これらにより把握した課題等について、以下2点紹介したい。
 - ・ 募集管理について
 - ・ 2020年4月の生命保険協会ガイドライン改正に関連するアフターフォローの取組みについて
- また、外貨建て保険は解約者に対して金利変動リスクを転嫁するタイムラグマージンを徴求している場合が多いが、顧客説明資料において分かりやすい説明を工夫するよう促す監督指針改正の市中協議を行った。
- こうした点について、当庁では今事務年度も引き続きフォローアップを行っていく予定。保険会社に対しては、こうした課題について、顧客本位の保険営業を実現する観点から金融機関代理店と協議を行うよう求めており、金融機関代理店におかれても対応をよろしくをお願いしたい。

6. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 4月28日、各業界団体あてに文書を発出し、改正ガイドラインの「対応が求められる事項」について、2024年3月末までに態勢整備を完了するよう要請（5月31日、金融庁HPにも掲載）。今後は、金融庁へ提出いただいた態勢整備の対応計画に基づいて、適切な進捗管理の下、着実な実行をお願いしたい。

7. 顧客本位の業務運営について

- 金融庁では、主要な販売会社とのモニタリング等を通じて把握された現状課題や、金融機関等の顧客に対する意識調査結果、当庁の顧客本位定着の一層の推進に向けた取組みを取り纏め、6月30日に「顧客本位の業務運営のモニタリング結果」として公表した。
- 今回のレポートでは、リスク性金融商品販売の動向、顧客側の意識・行動、販売側の体制に関する現状等を記した上で、今後の課題として、①顧客本位の業務運営に関する取組方針を実現するための各金融事業者の経営戦略、②長期分散投資の実現に向けた提案プロセスの改善、③当庁による「見える化」や情報提供の改善、等をポイントに挙げた。
- 今後、把握された課題等を踏まえ、金融事業者との対話・モニタリングを継続し、顧客本位の実現に向けた動きを一層促したい。

8. 東京 2020 大会を見据えたサイバー攻撃対策の点検について

- 過去のオリパラ大会では多くのサイバー攻撃が発生。東京 2020 大会も、大会関係者のみならず、金融機関も攻撃される可能性がある。
- 各行においては、改めて、大会前に、安定的な金融サービス確保の観点から、外部委託先（ベンダー等）を含めたインシデント対応体制の確認や、監視態勢の強化をお願いしたい。

9. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 令和2年度のシステム障害について、「障害発生タイミング」に着目して、原因と課題を分析し、6月30日に公表した。
 - ①システムの統合・更改
新システム稼働時に断続的に障害（振込遅延等）が発生。
 - ②プログラム更新等の不定期作業
作業影響の検討不足や設定ミス等によって、ATM等の周辺システムに

も影響が波及。

③日常の運用・保守

外部委託先での障害や、本番機の障害時に予備機への切替に失敗。

④サイバー攻撃や不正アクセス

本人認証設計の不備（一要素認証）による不正出金や、クラウドサービスのアクセス権限の設定不備による情報漏洩が発生。

- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

10. LIBOR の公表停止に向けた対応について

- LIBOR については、米ドルの一部テナー（期間）を除き、2021 年 12 月末に公表が停止されることが確定している。12 月末までは残り半年、さらには日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画における既存契約の顕著な削減目標時期である 9 月末までは 3 か月を切っている。
- 円 LIBOR からの秩序ある移行を進めるためには、円 LIBOR 参照契約を、代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入によって着実に削減することが重要である。
- 金融庁としては、日本銀行とも連携して、金融機関における LIBOR からの移行の進捗状況及び顧客対応状況について、しっかりと確認していく。

11. サステナブルファイナンスについて

- カーボンニュートラルに向けた世界的な取組みが進む中で、国内外の資金が脱炭素化等に向けた企業の適切な取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場の有効な機能発揮が重要。こうした観点から、昨年 12 月に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、6 月、報告書を公表。
- 報告書には、「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」として、気候変動開示の質と量の充実、ESG 関連債に

関する情報プラットフォームの整備などの様々な提言が盛り込まれている。また、6月に策定された政府の成長戦略と骨太の方針においても、「グリーン国際金融センターの実現」を目指すこと等が盛り込まれている。

- アセットマネージャーとしての信託銀行については、昨年改訂された「ステewardシップ・コード」も踏まえながら、投資先企業との間で脱炭素化等を含む事業環境や戦略等について対話を深め、アセット・オーナーの意向も踏まえつつ、機関投資家として、企業の規律づけ、持続的な価値向上・成長を促していくことが期待される。
- 貴協会でも、「企業の ESG への取組み促進に関する研究会」を開催し、企業と機関投資家、ESG 評価機関が、各企業の ESG に係る成果をどのような指標で評価・情報共有することが出来るか、議論をいただいているものと承知。
- 金融庁としても、報告書に沿って、例えば、ESG 適格性を客観的に認証する枠組みの構築などについても具体策を検討したいと考えているため、引き続き協力をお願いしたい。

(以上)